



社会保険労務士法人つむぎ

つむぎだより No.76

= 夏本番 =

7月、何とか今年も繁忙期を終えた！と思ったら梅雨が明け、セミが一斉に鳴き始めました。「夏本番がやってきた」という感じですが、昼間の外出は、なかなか勇気がいります。私は毎年、日傘を愛用していますが、今年は遮熱率が高い日傘を購入しました。一般的な日傘より、こもる熱を逃がす効果があるのだとか。

使ってみると、頭のあたりが以前の日傘より、涼しい気がします。傘自体は少し重いのですが、涼しく感じるこの傘を使いたいと思っています。

今では日傘を使う男性もよく見かけるようになりましたね。猛暑が少しでも早く終わることを願っています。(川東)



★2026年8月号

1、8月から高額療養費が変わります

私たち被保険者が医療機関で支払う一部負担金が高額になったとき、月ごとの自己負担限度額(以下、「月額上限額」という)を超える分は、後から払い戻されます。これが健康保険の高額療養費制度です。

高齢化の進展や医療の高度化により増大する社会保障費に対応するため、年間上限額が新たに設けられた上で、「月額上限額」を引き上げる改正が行われました。本年8月からは以下のとおりとなります。

◆70歳未満の年間上限額と月額上限額

(以下、円省略。年＝年上限額、月＝月上限額)

*は改正前上限額)

①標準報酬月額 83万以上の方

・年168万

・月270,300+(総医療費-901,000)×1%

*月252,600+(総医療費-842,000)×1%)

②標準報酬月額 53～79万の方

・年111万

・月179,100+(総医療費-597,000)×1%

*月167,400+(総医療費-558,000)×1%)

③標準報酬月額 28万～50万の方

・年53万

・月85,800+(総医療費-286,000)×1%

*月80,100+(総医療費-267,000)×1%)

また、標準報酬月額26万以下の方は、年上限が原則53万円、月上限61,500円(改正前57,600円)。

住民税が非課税等低所得者の方は年上限29万円、月上限36,900円(改正前35,400円)となります。

◆多数回該当

本制度には、被保険者の負担軽減の観点から、直近1年間に3回以上高額療養費を受けると4回目からは月額上限額が下がる「多数回該当」という仕組みがあります。

この多数回該当の月額上限額も所得に応じて決められており、①は140,100円、②は93,000円、住民税が非課税等低所得者の方は24,600円、その他の方は44,400円です。この額については長期療養者への配慮から、8月以降も据置きとなりました。

【参考】

【制度改正】令和8年8月から高額療養費制度が見直されます(協会けんぽ)

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/about/business/public_relations/009/002/



★夏期休暇のお知らせ★

8月13日(木)～16日(日)を

夏期休暇とさせていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、何卒よろしくお願いいたします。



＝季節のコラム＝

酷暑の夏。男性が折り畳みの日傘をビジネスバッグからさっと出す姿も珍しくなくなってきました。

1928年、オーストリアのハンス・ハウプトという人物が開発した「折りたためる携帯用の傘」は、都市化が進んだヨーロッパの狭い公共交通機関内でも邪魔にならず、時代のニーズに合っていたというわけです。日本では1950年代後半から60年代にかけて、西洋の生活様式が広がる中で、輸入品として注目され、当初は高級品でしたが、日本独自の改良が加えられることで、一気に浸透していきます。

「乳母日傘」といえば、昔は子供が大事に育てられることでしたが、今の日傘は万人に必要な命綱になりつつあるようです。

(鹿島)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

2、「健康づくり」から「働き続けるための健康管理」へ

◆「攻めの予防医療」の促進

厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会」において、THP(トータル・ヘルスプロモーション・プラン)指針の見直し等に関する議論が行われています。

本指針は、昭和63年の策定以来、労働者の健康づくりを支援するために企業に求められる取組み等を示してきましたが、高齢労働者や疾病を抱えながら働く人の増加など、職場を取り巻く環境の変化を踏まえ、見直しが検討されています。

運動や栄養指導などの発症予防だけでなく、早期発見や早期治療につながる仕組みづくりが重要な論点となっており、健康診断後の精密検査の受診勧奨など、政府の掲げる「攻めの予防医療」を進めるための検討となっています。

◆企業に求められるのは「健診後」の対応

6月30日に示された報告書案では、今後求められる取組みとして、健康診断の結果を踏まえたフォローアップ、例えば再検査や治療が必要な社員への受診勧奨および

受診機会の提供や受診のための休暇の付与等、経済産業省が推進する健康経営との連携、治療と就業の両立支援のさらなる推進などが示されています。

また、改正後のTHP指針に盛り込むべき点や、「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」の改定にも言及されています。

健康経営への関心が高まる中、労働者の健康保持を図ることは人材確保や定着の面からも重要なテーマです。今後の改正内容には注目が必要です。

【参考】

事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72639.html



3、今月のおすすめ本

今回ご紹介する本は『青天』(文藝春秋)。オードリー・若林正恭さんの初小説で、惜しくも受賞には至りませんでしたが、第175回直木賞候補に選ばれ、多くの読者や書店員から高い評価を受けた話題作です。高校アメリカンフットボール部が舞台ですが、単なるスポーツ小説ではありません。本気で打ち込んで思うように結果が出ず、自分の弱さや葛藤と向き合ったことがある人ならきっと心に響く一冊です。

私自身、大学時代にアメリカンフットボールをしていたこともあり、試合中の駆け引きや一瞬で流れが変わる緊張感、タックルの衝撃、仲間との空気感まで、細かな

描写に「ここまでリアルに書けるのか」と何度も引き込まれました。もちろんアメフト経験がなくても十分楽しめます。

繊細な心理描写で、焦りや嫉妬、悔しさ、仲間への思いが丁寧に描かれているため、主人公と一緒に苦しみ一緒に前を向きたくくなります。タイトルの「青天」は、アメフトでタックルを受け、仰向けに倒れたときに見える青空を意味します。

倒れたからこそ見える景色がある—そんなメッセージが作品全体に流れています。ぜひ読んでみてください。(川端)

